２０１５　相生ペーロン祭

露店出店募集要項

ご注意

1　申込は、１営業許可につき１区画のみの申請とします。
（個人・法人とも一つの露店の営業許可に対し、１区画の申請のみ行えるものとします）
ただし、営業許可を要しないものについては、１申請者につき１区画の申請とします。
2　食品を調理、販売する出店者は、出店申請時に食品衛生法に基づく露店の営業許可を持つ者とします。
3　区画内での販売は、一つのテントとし、営業許可の範囲内の品目とします。
なお、営業許可を要しない品目の販売についても、テント内のみの販売といたします。
4　販売品目の変更をする場合、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。
5　受理した番号により出店事務局で募集枠の抽選を行い、出店者を決定します。
6　兵庫県暴力団排除条例及び相生市暴力団排除条例を遵守してください。
また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。

※詳細については、出店募集要項を熟読してください。

相生ペーロン祭協賛会

相生ペーロン祭協賛会は、２０１５ 相生ペーロン祭開催にあたり、露店出店を募集します。
播州路に初夏の訪れを告げる相生市の一大イベントを、華やかで賑わいのある、来場者の皆さまに安心して楽しんでいただける祭りとするためにご協力いただける方々の応募をお待ちしています。
出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容を了承のうえお申し込みください。

１　２０１５ 相生ペーロン祭開催概要

■名　　称　　２０１５ 相生ペーロン祭

■会　　場　　相生湾特設会場及び相生市役所周辺

■開催日程　　平成２７年５月３０日（土）～３１日（日）２日間

■開催内容　　５月３０日（土）前夜祭海上花火大会
【開催時間】19:50～20:50
５月３１日（日）陸上の部：ステージイベント、パレード等
【開催時間】10:00～15:00
海上の部：ペーロン競漕、ボートレース等
【開催時間】 8:00～17:00

■主　　催　　相生ペーロン祭協賛会
（主催団体）相生市・相生商工会議所・ＩＨＩ相生事業所・
相生市連合自治会・相生市観光協会ほか

２　２０１５ 相生ペーロン祭露店出店概要

■出店管理　　相生ペーロン祭協賛会出店事務局
※書類の提出及びお問い合わせは、全てこちらになります。
〒６７８－８５８５　相生市旭一丁目１番３号
TEL：０９０－１２２４－８２６３【受付】土・日・祝日を除く 8:30～17:15
E-mail：apf_r@yahoo.co.jp
URL：http://apfroten.blog.fc2.com

■出店期間　　平成２７年５月３０日（土）～３１日（日）２日間

■営業時間　　５月３０日（土）14:00～21:30　※完全消灯
※資材搬入は 12:00、店舗設営は 13:00 からとします。

５月３１日（日） 9:00～15:30
※両日とも、祭りの開催状況により、営業時間を変更する場合があります。
※両日とも、交通規制解除までは、出店区画からの資機材の搬出はできません。

■交通規制　露店出店エリアに関係する交通規制（歩行者用道路、駐車禁止）
５月３０日（土）18:00～22:00
５月３１日（日）10:00～16:00
※両日とも、祭りの開催状況により、規制時間等を変更する場合があります。

■出店場所　相生ペーロン祭協賛会（以下「主催者」という。）が指定する露店出店エリア内の区画（一般公募）
※道路（歩道）敷地となります。

■店 舗 数　１９８店舗

■出 店 料　出店者は、相生ペーロン祭の開催に協賛する意思を有し、露店出店を含む祭りの開催に係る経費に充てられることを了知のうえ、出店料（30,000 円）を支払うものとします。
※販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。
※出店料には、主催者が定める保険料及び道路使用許可申請に必要な県証紙の費用を含みます。

■申込資格　この募集要項に定める条件を満たし、各規定を遵守することができる法人及び個人。
※出店申請書提出時に食品衛生法に基づく露店の営業許可が必要です。

■申込上限　１営業許可につき１区画のみの申請とします。
ただし、営業許可を要しないものについては、１申請者につき１区画の申込とします。

■申込期間　平成２７年3月２３日（月）～４月１０日（金）

■申込結果　平成２７年４月１５日（水）出店事務局により抽選し、出店者の決定
平成２７年４月２７日（月）抽選により出店場所を決定
平成２７年５月３０日（土）出店許可証の交付

■祭の中止　　本書１４ページ「８　出店料及び営業補償の考え方」をご覧ください。

３　応募から出店までのスケジュール

■申込資格の確認・営業許可等の手続き　【参照：Ｐ５】

↓

■出店申請書等配付　【参照：Ｐ５】

平成２７年３月１４日（土）～４月１０日（金）

↓

■出店申請書の提出　【参照：Ｐ７】

平成２７年３月２３日（月）～４月１０日（金）

※必要書類の作成・提出

↓

■出店申請書不受理通知書の送付　【参照：Ｐ８】

平成２７年４月１３日（月）※予定

↓

■出店者の抽選【参照：Ｐ８】

平成２７年４月１５日（水）出店事務局により

↓

■出店場所抽選会・出店者説明会　【参照：Ｐ９】

平成２７年４月２７日（月）14：00～

↓

■追加書類の提出　【参照：Ｐ９】

平成２７年４月２７日（月）～５月　８日（金）

■出店料のお支払い　【参照：P10】

出店決定者に、別途お知らせします。

■出店許可証の交付　【参照：P10】

平成２７年５月３０日（土）10：00～14：00

■出店期間

平成２７年５月３０日（土）～３１日（日）

4　応募から出店までのスケジュール（詳細）

申込資格の確認	この募集要項に定める条件及び各規定を確認し、内容を了承したうえでお申込みください。 **出店申請書提出時に食品衛生法に基づく露店の営業許可が必要です。**
営業許可等手続き ※食品を調理・販売する場合 （保健所へ事前確認）	食品の調理、販売には、食品衛生法による露店の営業許可が必要です。 営業許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、不明な点は許可を交付した保健所に問い合わせてください。 営業許可をお持ちでない方は、出店申請書提出時までに営業許可を取得してから申請してください。 また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。 ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に許可を交付した保健所に問い合わせてください。 「臨時出店届」の届出による出店は、原則、認めません。 ※　相生市の場合は、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です（許可証の営業区域に相生市を含む区域または「兵庫県下一円」と記載されているもの）。 兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市で交付されたものは、相生市での営業は対象外となりますのでご注意ください。 ※許可申請等に必要な費用は、申請者で負担してください。
出店申請書等配付	**【配布期間】平成２７年３月１４日（土）～４月１０日（金）** **【配布方法】** （１）出店事務局（配布時間：土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:15） （２）２０１５ 相生ペーロン祭露店出店特設ブログよりダウンロード （３）郵送を希望する場合 ⇒封筒に送付先を明記し、１４０円切手を同封のうえ、出店事務局に申込んでください。

<table>
<tr><td>（続き）</td><td>※１申込につき、一部の送付といたします。
（２部以上の同封は致しません）
※出店申請書は、４月１０日（金）までに提出してください。</td></tr>
<tr><td>確認書類の準備</td><td>（１）本人確認書類
（有効期限に注意してください）
出店手続きに必要となる、以下の確認書類を用意してください。
本人確認書類は、原本が必要な場合と、写し（コピー）が必要な場合があります。提出等の際にご確認ください。

◆出店申請者

運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）

◆代理人が出店区画抽選会及び出店者説明会に出席する場合、
次の書類を用意してください。

<table>
<tr><td>①</td><td>代理権限証明書（様式３）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>代理人の運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）</td></tr>
</table>

※代理人を変更する場合は、代理権限証明書を新たに作成してください。

◆法人が申請する場合

登記事項証明書（発行３ヶ月以内）

※運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）を所持していない場合は、以下の本人確認書類を用意してください。

<table>
<tr><th>必ず用意するもの</th><td></td><th>いずれか１点用意するもの</th></tr>
<tr><td rowspan="3">住民票
（発行１カ月以内）</td><td rowspan="3">＋</td><td>①パスポート（旅券）</td></tr>
<tr><td>②健康保険証 ＋ 顔写真</td></tr>
<tr><td>③年金手帳 ＋ 顔写真</td></tr>
</table>
※顔写真は、ﾀﾃ 4.5 ㎝×ﾖｺ 3.5 ㎝程度

（２）食品の調理・販売を行う場合の確認書類
食品衛生法に基づく露店営業許可証の写し</td></tr>
</table>

（続き）	※有効期限の切れたもの 営業区域に相生市を含まないものは不可です。
書類作成について	（１）提出された書類は返却しません。 また、提出書類は「相生ペーロン祭露店出店募集」以外の目的で使用しません。 （２）提出書類において不備または虚偽の記載があった場合には、受付できません。 （３）いかなる理由があっても、申請書の記載内容と本人確認書類の内容が異なる場合は受付できません。 （４）鉛筆書きは不可とします。黒ボールペンでご記入ください。 （５）書類提出に要する費用は、申請者で負担してください。
出店申請書の提出	【受付期間】平成２７年３月２３日（月）～４月１０日（金） 【提出方法】直接持参または郵送（簡易書留） ※４月１０日の消印有効 ※直接持参の場合、土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:15 【提 出 先】出店事務局 ① 下記の書類に必要事項を記入し、記名押印してください。 **出店申請書及び誓約書（様式1・様式１裏面）** ※申込は、１営業許可につき１区画のみの申請とします。 個人・法人とも一つの露店の営業許可に対し、１区画の申請のみ行えるものとします。 ただし、営業許可を要しないものについては、１申請者につき１区画の申込とします。 ※販売品目欄については、販売品目を記入してください。 なお、販売品目の変更をする場合、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。 ※指定箇所に身分証明書の写し（身分証明書に顔写真がない場合は、顔写真も）を貼付してください。 ※住民票（原本）、パスポート（写し）等、指定箇所の枠におさまらない場合は貼付せず、そのまま提出してください。

（続き）	② 申請に必要な確認書類。 ・食品を調理・販売する場合 食品衛生法に基づく営業許可証の写し ・法人の場合 登記事項証明書の写し 書類提出後、出店に関して問題がない場合には、受理し出店事務局から特に連絡することはありません。 ※書類等が確実に届く住所を記入願います。 （出店事務局から送付する書類が届かなかった場合は、再度の送付は致しません。）
出店申請書受理 出店申請書不受理通知書送付	**【送付予定】平成２７年４月１３日（月）** 出店申請書類を審査した結果、 ◆受理した場合 出店申請書を受理した順に番号を設定し、その受理番号を後日行う出店募集枠の抽選の番号といたします。 なお、出店申請書の受理につきましては、申請者への通知はいたしません。 （出店募集枠の決定通知に替えさせて頂きます。） ◆不受理を決定した場合 この募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断した場合は、出店申請書不受理通知書（様式４）により申請者に通知します。 不受理通知を受け取った申請者は、出店手続きを行うことはできません。
出店者の抽選	**【日程】平成２７年４月１５日（水）** 出店者の抽選は、受理した番号により出店事務局で抽選を行い、決定します。 **その際、公平性を期するために第三者の立会いの下、厳正な抽選を行います。** なお、抽選時の模様は、「２０１５ 相生ペーロン祭露店出店特設ブログ」でご覧いただけます。※15 日中に公開いたします。

<table>
<tr><td>（続き）</td><td>出店の決定者には、出店場所抽選会並びに出店者説明会出席通知書（様式５）と、受理番号札の送付いたしますので、受理番号札を持参の上、抽選会にお越しください。</td></tr>
<tr><td>出店場所抽選会及び出店者説明会</td><td>【日程】平成２７年４月２７日（月）14:00～
【会場】相生市民会館４階中ホール

出店場所抽選会及び出店者説明会につきましては、出店申請者本人がご出席ください。
なお、当日本人が出席できない場合は、代理人を出席させてください。
（一人につき、一度しか抽選を引くことはできません。）

※本人も代理人も出席できない場合は、出店取消しとなります。

出店場所の抽選を行い、区画の出店者を決定します。
出店決定後の手続き（追加資料等）、出店の注意事項等説明を行います。

出席される方は、次の書類をご持参ください。
（１）受理番号札
（２）本人確認書類
◆申請者本人が出席する場合

<table><tr><td>①</td><td>運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）</td></tr></table>
◆代理人が出席する場合（②、③とも）

<table><tr><td>②</td><td>運転免許証または住民基本台帳カード（写真付）</td></tr><tr><td>③</td><td>代理権限証明書（様式３）</td></tr></table>
※出店場所抽選会等出席に要する費用は、申請者で負担してください。</td></tr>
<tr><td>追加書類の提出</td><td>【受付期間】平成２７年４月２７日（月）～５月　８日（金）
土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:15

【申込方法】直接持参または郵送（簡易書留）
※５月８日（金）の消印有効
【提 出 先】出店事務局</td></tr>
</table>

（続き）	① 下記の書類に必要事項を記入し、記名押印してください。 **営業補助者登録申請書及び誓約書（様式2）** 販売品目の変更が生じる場合、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。 指定箇所に身分証明書の写し （身分証明書に顔写真がない場合は、顔写真）を貼付してください。 ※住民票（原本）、パスポート（写し）等、指定箇所の枠におさまらない場合は貼付せず、そのまま提出してください。 **道路使用許可申請書（２通）** ※２通とも記名・押印のこと。 ※県証紙の貼付は不要。申請に必要な県証紙（2,000 円）の費用は、出店料に含みます。
出店料のお支払い	追加書類の提出後、出店料をお支払いください。 支払い方法及び支払い期日は、別途お知らせします。 ※指定期日までに出店料のお支払いが無い場合は、出店不可となります。
その他申請等	その他、出店にあたり必要な申請及び届出等は、申請者で行ってください。
出店許可証の交付	**【日程】平成２７年５月３０日（土）10:00～14:00** **【場所】相生市役所３号館２階　露店運営本部** 出店許可証（様式６）をお渡しします。 必ず営業開始までに許可証を受取り、店舗の見やすい場所に掲示してください。

5　出店募集要項

1　基本事項

相生ペーロン祭を支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心がけてください。

この要項に定める出店条件や規定などを

逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店料は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

2　出店応募に関して

（1）出店申請書提出時に食品衛生法に基づく露店の営業許可が必要です。

（2）１営業許可につき１区画のみの申請とします。

(法人・個人とも一つの営業許可に対し、１区画の申請のみ行えるものとします)

ただし、営業許可を要しないものについては、１申請者につき１区画の申請とします。

（3）販売品目は、出店申請書に記載してください。

販売品目に応じた業種の露店営業許可証の写しを提出してください。

なお、販売品目の変更をする場合、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。

（4）出店期間は２日間とします。出店者の都合により１日のみの出店とする場合でも、日割りによる出店料の返金はしません。

（5）出店申込が規定の店舗数に達しない場合、主催者は、出店エリアの縮小等必要な措置を講じる場合があります。

（6）食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に許可を交付した保健所に問い合わせ、確認してください。

（7）出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。

なお、出店申請書及び誓約書（様式１・様式１裏面）提出後は、次の事項を除き、申請内容の変更はできません。

ア　販売品目の変更

追加資料の提出時【営業補助者登録申請書及び誓約書（様式２）・道路使用許可申請書】に、販売品目の記入欄に変更後の品目を記入し提出してください。

これ以降の変更は、認めません。なお、販売品目の変更が生じる場合、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。

イ　営業補助者の変更または追加

新たに従事する者の「営業補助者登録申請書及び誓約書（様式２)」を作成し、速やかに提出してください。

（８）出店者の抽選は、出店事務局で厳正に行います。
（９）出店場所は、出店者自らが抽選して決定します。
出店場所抽選会及び出店者説明会につきましては、出店申請者本人がご出席ください。
なお、当日本人が出席できない場合は、代理人を出席させてください。
（一人につき、一度しか抽選を引くことはできません。）
※本人も代理人も出席できない場合は、出店取消しとなります。
なお、出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡・交換は禁止します。
(10) 出店店舗数が規定数に達しない場合でも、追加募集はしません。

3　出店区画について

相生ペーロン祭においては、祭り開催中に実施する交通規制の区域に基づき、主催者が「露店出店エリア」を設定し、そのエリアで下記のとおり出店区画を指定します。
指定する出店区画以外の場所では､別に定める者を除き､主催者として出店は認めません。

【出店区画】
（１）出店区画は、上記に基づき主催者が指定する区画とし、原則として道路（歩道）敷地となります。
（２）出店区画の規格は、間口４．０ｍ×奥行２．０ｍとし、このうち営業区画は、間口２．０ｍ×奥行１．５ｍ以内とします。
（３）出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
（４）休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
（５）油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
（６）備品及び商品の保全は出店者が行う。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

4　商品の販売・販売方法に関して

（１）法令を遵守し、公序良俗に反する商品の販売及び販売方法でないこと。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、充分ご注意ください。
上記に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては、出店中止の措置をとります。
例：危険物（劇薬、危険ドラッグ等）
極めてギャンブル性の高いもの
購入を強要するような販売方法
（２）出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とするとともに、他の店舗との調和に配慮してください。

ただし、これは事前の申し合わせによる統一価格の設定を求めるものではありません。
（３）主催者が指定する区画以外を利用し販売することは禁止します。
（４）拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
（５）のぼりの使用は禁止します。
（６）調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用してください。煙により、近隣及び来場者から苦情等があった場合は、使用を取りやめていただくことがありますので、取扱いには充分注意してください。
（７）移動販売車による販売は、認めません。

５　店舗の運営に関して
（１）主催者が、ペーロン祭の開催内容の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。
（２）出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、道路使用許可条件及び出店許可条件並びに主催者の指示を遵守してください。
※祭期間中、交通規制が行われますので、規制状況をよく確認してください。
（３）出店に際して生じたトラブル（資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故等）に関して、主催者は一切の責任を負いません。
（４）周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
（５）店舗消灯時間は厳守してください。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
（６）喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
（７）主催者が交付する出店許可証（様式６）を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

６　出店者の責任・補償
（１）購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
（２）食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や事故、苦情等が発生しないように充分注意してください。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
（３）万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部（相生市役所前）に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
（４）主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
（５）商品・材料などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。

7　衛生・原状回復に関して

（1）食品を取扱う出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。

（2）出店により発生したゴミは、主催者が指定する方法により排出してください。

（3）出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等の廃棄をしないでください。

（4）出店区画及びその周辺が、油・飲料等で汚れが生じないよう処置してください。　また、お客様の飲食時に会場周辺が汚れないよう、飲食物は携行に耐える器等に入れて販売してください。

（5）営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力してください。

（6）ペーロン祭終了後は、出店区画の原状回復を行ってください。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。

（7）出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復をしてください。

8　出店料及び営業補償の考え方

出店料は、ペーロン祭の開催期間の全日程の出店を対象としています。1日のみの出店であっても、日割りによる出店料の返金はしません。

また、販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

なお、ペーロン祭の中止に関しては、下記のとおりの取扱いとします。

（1）主催者の都合または主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、主催者が開催内容の一部または全部を中止した場合の出店料の取扱いは、次のとおりとします。

海上花火大会	陸上の部	海上の部	出店料の取扱い
３０日（土）に開催	中止	開催	返金しない
３０日（土）に開催	中止	中止	
３１日（日）に開催	開催	開催	
３１日（日）に開催	中止	開催	
３１日（日）に開催	中止	中止	
中止	開催	開催	
中止	中止	開催	出店を辞退する場合、必要経費を控除した後、返金します。
中止	中止	中止	

（2）主催者の都合または主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、営業時間を変更（短縮を含む）した場合は、出店料は返金しません。

（3）（1）から（2）の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また営業物品その他の買取なども一切行いません。

（４）募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償しません。

９　製造物責任及び賠償保険の取扱い

（１）出店により生じた第三者への損失補償に備え、各出店者は、その責任において必要な保険に加入してください。

なお、万一に備え、主催者においても保険に加入し、その保険料は、出店料に含みます。

（２）保険事故が発生した場合は、まず第一に現場の安全を確保のうえ、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

１０　暴力団排除に関して

（１）兵庫県暴力団排除条例及び相生市暴力団排除条例を遵守してください。

また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。

（２）自己（申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）

イ　同一生計者に暴力団員がいる者

ウ　暴力団員がその経営に実質的に関与している。

エ　暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらに利用している者

（３）主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

１１　ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

（１）ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器を設置してください。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟してください。

（２）ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。

（３）プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは２ｍ以上離して管理してください。

（４）カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用し

たり、２台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があります。使用にあっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いを行ってください。

（５）店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。

（６）消防署員の見回りに協力してください。

１２　電源について

主催者が設置する配電設備は、各出店区画ごとにコンセント１口とし、容量は 200w を上限とします。

主催者が設置する配電設備は、コンセントまでです。照明器具等の機器及び機器までの配線設備は、必要に応じ申請者で準備してください。

（１）主催者で準備する電気容量で不足する場合は、不足分を出店者で確保してください。この場合は、発動発電機の持込みを認めます。ただし、発動発電機の使用に当たっては、関係法令及び消防署の指示・指導を遵守し、取扱いには充分注意してください。

（２）電源容量オーバーによる停電等は、周辺の店舗にも多大な迷惑をかけることになるとともに、いかなる場合においても営業補償は行わないので、電源の使用には充分留意してください。

１３　上水について

上水については、主催者が指定する場所並びに水を供給できる給水設備を設置し、時間帯のみ開放いたします。

１４　駐車場について

出店関係車両の駐車場は、出店者が確保してください。

なお、露店出店エリア内については、交通規制（駐車禁止等）となっております。

１５　その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、「２０１５ 相生ペーロン祭露店出店特設ブログ」に適宜、掲載します。

また、出店場所抽選会・出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で中止・日程変更する場合も同様に、同ブログに掲載します。